

# 広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表について

広島中央環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和7年度の状況を次のとおり公表します。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用の状況（令和6年度）

区分	人 数
一般行政職	0 人

※派遣職員は含んでいない。

### (2) 職員の退職の状況（令和6年度）

区分	人 数
定年退職	0 人
勧奨退職	0 人
自己都合退職	0 人
その他（死亡、免職、失職）	0 人
再任用任期満了	0 人
退職者計	0 人

※構成市町からの派遣職員は含んでいない。

### (3) 職員数の状況（各年度4月1日現在）

令和7年度	令和6年度	差引
21 人 ( 11 人 )	23 人 ( 13 人 )	-2 人 -( 2 人 )

※（ ）は構成市町からの派遣職員数であり、内数。また、任期付短時間勤務（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。

### (4) 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

職務の級	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（%）
1級	主事・技師	0 ( 0 )	0.0
2級	主事・技師	2 ( 1 )	9.5
3級	主任主事・主任技師・主任	1 ( 1 )	4.8
4級	係長・主査	9 ( 3 )	42.9
5級	課長補佐・専門員	2 ( 1 )	9.5
6級	課長・調整監・参事	5 ( 4 )	23.8
7級	事務局長・次長・参与	1 ( 0 )	4.8
8級	事務局長・参与	1 ( 1 )	4.8

※（ ）は構成市町からの派遣職員数であり、内数。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります。

## 2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、一般職に属する職員に対して人事評価を行い、職員の自発的な能力開発、職員の勤労意欲の向上及び職務能力の向上並びに組織の活性化を図っています。

また、人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しています。

- ・評価方法 能力評価及び業績評価
- ・評価期間 4月1日から3月31日まで
- ・評価スケジュール

4月：期首面談（目標設定）

10月：中間面談（進捗管理）

2月：期末面談（業績の達成度の確認等）

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況 (令和6年度決算)

住民基本台帳人口 (令和6年度末)	歳出額	実質単年度収支	人件費	人件費率	(参考) 令和5年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
219,315	4,024,229	0	106,227	2.6	3.2

※ 人件費には派遣職員の人件費を含んでいます。

#### (2) 職員給与費の状況 (令和6年度決算)

職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 10	千円 41,547	千円 15,465	千円 17,563	千円 74,575	千円 7,458

※ 1 職員手当には児童手当、退職手当を含んでいません。

2 職員数は令和6年地方公務員給与実態調査で対象となる人数

3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

4 職員手当には構成市町からの派遣職員に対する管理職手当、時間外勤務手当等を含んでいます。

#### (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

給料	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	354,130 円	452,167 円	46.2 歳

※構成市町からの派遣職員及び会計年度任用職員は含まれていません。

#### (4) 職員の初任給の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	広島中央環境衛生組合	国
一般行政職	大学卒 225,600 円	220,000 円
	高校卒 201,000 円	188,000 円

※ 当組合の給与は東広島市の給与条例を例としています。

#### (5) 期末手当・勤勉手当

広島中央環境衛生組合	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,756 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.400 月分) (1.000 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

#### (6) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

広島中央環境衛生組合			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				

## (7) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,334 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		133,403 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
広島県広島市	7.5 %	0 人	10 %
上欄の地域を除く広島県内の地域	3 %	10 人	3 %

## (8) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)	23 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	7,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)	13.0 %		
手当の種類 (手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
廃棄物処理業務従事手当	廃棄物の処理業務に従事する職員	廃棄物処理施設の槽内又は炉内において作業に従事したとき。	日額400円
		12/29から翌年の1/3までの間に管理者が定める業務に従事したとき。	日額3,700円

## (9) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	3,328 千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	416 千円

## (10) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者：7級以下の者3,000円、子：11,500円 その他：6,500円	同		1,992 千円	284,571 円
住居手当	借家：上限27,000円	異	支給限度額	1,323 千円	330,750 円
通勤手当	通勤のため公共交通機関、交通用具を使用するもの 月額限度額 公共交通機関：150,000円 交通用具使用：24,500円	異	交通用具	1,704 千円	189,378 円
管理職手当	管理又は監督の地位にいる職員 39,700～94,000円	同		5,545 千円	924,200 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 時間外単価×135/100×時間数	同		212 千円	105,989 円
単身赴任手当	異動等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とした場合 23,000～70,000円	同		—	—
夜間勤務手当	午後10時から翌日午前5時まで勤務した場合 時間外単価×25/100×時間数				
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 1回4,200円				
初任給調整手当	医師等に対して支給 月額限度額268,500円	同		—	—
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が、臨時・緊急の必要により休日勤務した場合 2,000～12,000円	同		4 千円	667 円

## (11) 特別職の報酬等の状況

区分	金額
報酬	議長 年額 36,000 円
	副議長 年額 32,000 円
	議員 年額 29,000 円
	管理者 年額 55,000 円
	副管理者（関係市町の長） 年額 44,000 円
	副管理者（規約第9条第3項） 年額 44,000 円

## 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

### (1) 勤務時間の状況 (令和7年4月1日現在)

勤務時間	勤務時間		休憩時間	週休日
	開始時刻	終了時刻		
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日, 日曜日

### (2) 年次有給休暇の取得状況 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

概要	平均取得日数	取得率	備考
1年につき20日付与 (翌年に繰越可能(最大20日))	16.3日	41.8%	年間を通して在職した職員の平均。

### (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (令和6年度)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの時間外・休日勤務平均時間数
1,439時間	73時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したもの。

### (4) 特別休暇等の状況

休暇の種類	付与日数・期間等
伝染病予防法交通遮断又は隔離	その都度必要と認める期間
非常災害による交通遮断	その都度必要と認める期間
天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	7日以内においてその都度必要と認める期間
交通機関の事故等	その都度必要と認める期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての出頭	その都度必要と認める期間
選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
所轄庁の事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間
職員の結婚休暇	連続する7日以内の期間(週休日等を除く)
出生サポート休暇	一の年において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間
女子職員の出産休暇	産前8週間、産後8週間
妊婦検診	妊娠満23週:4週間に1回、24週～35週:2週間に1回、出産後1年内においてその都度必要と認める日又は時間
妊娠中の女子職員の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりに、1日につき1時間以内
生後満1年に達しない子の養育休暇	1日2回、それぞれ30分
配偶者の出産休暇	配偶者の予定日前日から出産後2週間まで2日以内
生理休暇	2日以内でその都度必要と認める期間
忌引	親族に応じ1～10日間
父母、配偶者及び子の祭日	慣習上最小限度必要と認める期間
夏季休暇	3日間
被爆者の健康診断休暇	その都度必要と認める期間
ドナー休暇	その都度必要と認める期間
家族(子・配偶者・父母)看護休暇	暦年で3日(被看護人が小学校就学前の子の場合は5日)以内
ボランティア休暇	暦年で5日以内
病気休暇	療養のため必要最小限の期間
介護休暇	介護のため必要と認める6月以内の期間
組合休暇	暦年で30日以内
研修受講	その都度必要と認める期間
厚生計画への参加	その都度必要と認める期間
職務に関連のある他団体の職務に従事	その都度必要と認める期間
他団体からの委嘱を受けて行う講義・講演	その都度必要と認める期間

※「特別休暇等」とは、特別休暇及び職務専念義務免除で制度化されているもの。

## 5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況（令和6年度）

	区分	女性（人）	男性（人）
育児休業	新規取得	—	—
	前年度から継続	—	—
部分休業	新規取得	—	—
	前年度から継続	—	—

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和6年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地公法第28条第1項第1号)	0	0			0
心身の故障の場合 (地公法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0		0
職に必要な適格性を欠く場合 (地公法第28条第1項第3号)	0	0			0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 (地公法第28条第1項第4号)	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合 (地公法第28条第2項第2号)			0		0
条例で定めた事由による場合 (地公法第27条第2項)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況（令和6年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 (地公法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (地公法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地公法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

※「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。

## 7 職員の服務の状況

(1) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づく派遣の状況

令和6年度は、該当はありませんでした。

(2) 営利企業等従事の許可状況

令和6年度は、該当はありませんでした。

## 8 職員の退職管理の状況

区分	再就職届出
令和5年度退職者	0
令和6年度退職者	0

※職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数

## 9 職員の研修の状況

機関別研修	令和6年度 参加者数	令和5年度 参加者数	備考
ひろしま自治人材開発機構	3	2	
その他の派遣研修	3	3	
独自研修	0	0	
計	6	5	

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 職員の福利厚生事業の状況

職員は、地方公務員を対象とする社会保険制度である広島県市町村職員共済組合（共済組合）に加入しています。

共済組合は、職員の掛金と組合の負担金で運営され、病気やケガ等の際に給付を行う短期給付事業、年金給付を行う長期給付事業、健康診断や健康相談、住宅資金の貸付等を行う福祉事業の3事業を行っています。

### (2) 公務災害の認定状況（令和6年度）

区分	件 数
公務災害	0
通勤災害	0
計	0

### (3) 勤務条件に関する措置要求の状況（令和6年度）

令和6年度は措置要求はありませんでした

### (4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況（令和6年度）

令和6年度は審査請求はありませんでした